

## 議案第62号

### 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年9月3日提出

取手市長 藤井信吾

#### 提案理由

建築基準法が改正され、接道規制の適用除外に係る手続の合理化が図られるとともに、仮設建築物の設置期間の特例が設けられることに伴い、これらに関連する認定及び許可に係る申請手数料を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(45)まで（略）	（略）	（略）
<u>(46) 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査</u>	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円
<u>(47)から(75)まで</u> （略）	（略）	（略）
<u>(76)から(123)まで</u> （略）	（略）	（略）

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(45)まで（略）	（略）	（略）
<u>(46) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>
<u>(47) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査</u>	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円
<u>(48)から(76)まで</u> （略）	（略）	（略）
<u>(77) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく1年を超える仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</u>	<u>1年を超える仮設建築物建築許可申請手数料</u>	<u>160,000円</u>
<u>(78)から(125)まで</u> （略）	（略）	（略）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。